ハ　N42°49′36″E140°48′24″の地点、N42°48′29″E140°31′30″の地点、N42°26′54″E140°23′21″の地点、N42°28′58″E141°09′50″の地点、N42°47′39″E141°16′16″の地点及びN42°49′36″E140°48′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（函館ＶＯＲ（Ｎ41°46′Ｅ140°50′）を中心とする半径81kmの円内の区域に係るものを除く。）

ニ　N42°40′08″E141°40′46″の地点を中心とする半径81kmの円内の区域のうちN42°05′33″E141°01′52″の地点とN41°58′23″E142°03′31″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

4　次に掲げる区域の直上空域で高度3,350mを超え6,100m以下のもの

イ　N43°38′18″E141°05′29″の地点、N43°10′09″E140°39′47″の地点、N42°48′29″E140°31′30″の地点、N42°49′36″E140°48′24″の地点、N42°47′39″E141°16′16″の地点、N42°59′16″E141°20′18″の地点、N43°09′11″E141°33′25″の地点、N43°10′55″E141°36′59″の地点、N43°27′14″E141°37′42″の地点、N43°33′05″E141°37′15″の地点及びN43°38′18″E141°05′29″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　札幌飛行場の標点を中心とする半径14kmの円内の区域のうちN43°09′11″E141°33′25″の地点とN42°59′16″E141°20′18″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

5　次に掲げる区域の直上空域で高度3,950mを超え6,100m以下のもの

イ　函館ＶＯＲを中心とする半径81kmの円内の区域のうちN42°28′58″E141°09′50″の地点とN42°26′54″E140°23′21″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの

ロ　N42°28′58″E141°09′50″の地点、N42°26′54″E140°23′21″の地点、N42°05′33″E141°01′52″の地点及びN42°28′58″E141°09′50″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

表函館進入管制区の項1ロ中「千歳ＶＯＲと」を「千歳ＶＯＲ（Ｎ42°42′Ｅ141°41′）と」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年三月二日から施行する。

○国土交通省告示第七十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日　国土交通大臣　石井　啓一

表鹿児島管制圏の項中「7時30分から21時30分まで」を「7時から22時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年三月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第七十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二日　国土交通大臣　石井　啓一

別表第一鹿児島空港の項中「7時30分から21時30分まで」を「7時から22時まで」に改める。

別表第二鹿児島特別管制区の項中「7時30分から21時30分まで」を「7時から22時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年三月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第七十五号

宮崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　宮崎空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　宮崎空港内及びその周辺　宮崎県宮崎市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第二百七十五号を参照）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

停止線灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	三百カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路内及び誘導路から両外側にそれぞれ六メートルまでの間
滑走路警戒灯	発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路から両外側にそれぞれ九メートルまでの間

ロ　七　航空灯火の利用上の特記事項中「過走帯灯」の下に「、停止線灯、滑走路警戒灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十九年三月二日

○国土交通省告示第七十六号

鹿児島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　鹿児島空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　鹿児島空港内及びその周辺　鹿児島県霧島市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第二百八号を参照）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

停止線灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	三百カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路内及び誘導路から両外側にそれぞれ六メートルまでの間

ロ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「過走帯灯」の下に「、停止線灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十九年三月二日

○環境省告示第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二日　環境大臣　山本　公一

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　北海道電力株式会社

ロ　住所　北海道札幌市中央区大通東一丁目二番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役社長　真弓　明彦